

安城市入札業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第22条に規定する指名基準を定めるものとする。

(指名基準)

第2条 建設工事に係る指名基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合数値
- (2) 工事等の成績
- (3) 公共団体等の契約実績
- (4) 資本金、技術者数、従業員数及び年間平均契約高
- (5) 会社の経営形態

2 設計、委託等に係る指名基準は、前項第2号から第5号までに規定するものとする。

3 設計金額等の区分ごとに選定（指名し、及び見積書を徴収することをいう。以下同じ。）をする業者数は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、安城市入札審査委員会（以下「委員会」という。）で審議し、適当と認めたものについては、これらの規定によらないことができる。

(選定除外)

第3条 入札参加資格停止処分をした業者（当該処分の期間中であるものに限る。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2の規定による経営事項審査の結果、総合数値が40点に満たないものは、選定の対象から除外するものとする。

(選定の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、特定の1者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期に完了する必要があるとき。
- (2) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (3) その他委員会で審議し、適当と認めたとき。

(選定の内申)

第5条 業者の選定は、入札者選定調書により、担当課長が内申するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月10日から施行し、改正後の規定は、同日以後に行う平成24年度の予算における契約を締結するものから適用する。

別表（第2条関係）

符号	設 計 金 額 等	選定業者数
A	300万円未満	4者以上
B	300万円以上1,000万円未満	5者以上
C	1,000万円以上2,500万円未満	6者以上
D	2,500万円以上5,000万円未満	7者以上
E	5,000万円以上1億円未満	8者以上
F	1億円以上	10者以上